様式第２号（第６条関係）

補助金返還についての誓約書

　入善町空き家活用新規創業応援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助金の返還が生じた際は、全額（一部）を返還します。

平成　　年　　月　　日

入善町長　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　 氏　名　　　　　　　 　印

入善町空き家活用新規創業応援事業補助金交付要綱　抜粋

　（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条　町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)　補助金の交付を受けている者が第３条の規定による補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。

(2)　偽り、その他不正手段により補助金の交付を受けたとき。

(3)　補助金の交付を受けた日から起算して２年を経過する日までに廃業したとき。

(4)　前各号に定めるもののほか、補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。